科学研究費補助金等を支出する物品契約等の取引停止等に関する取扱要領

平成 26 年 12 月 1 日制定
科研費等最高管理責任者

（主　旨）

第１条　科学研究費補助金等取扱規程第 20 条第 2 項に基づき、科研費等の不正使用に関与した業者に対して採るべき取引停止等の措置その他不正の防止に関して業者に求める事項については、この要領に定めるところによる。

（定　義）

第２条　この要領において「業者」とは、機構の研究員が科研費等を支出して物品の購入、役務の提供その他の取引の相手方となる者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

一　国、地方公共団体、独立行政法人等の公的機関

二　学校法人

三　国際組織、外国企業等

四　電気・ガス・水道・電話・郵便事業者等

五　弁護士・特許・税理士事務所等

六　商取引の相手方ではない個人

七　前各号に掲げるもののほか、この要領を適用することが不適当と認められる者

（誓約書の提出）

第３条　機構の研究員又は職員（以下「研究員等」という。）は、取引の契約を締結する業者から、契約締結の前に様式に定める誓約書の提出を求めるものとする。

一　機構の諸規定その他の関係規程を遵守し、不正に関与しないこと。

二　機構の内部監査その他の調査において、取引帳簿の閲覧、提出、報告その他の調査に必要な協力を行うこと。

三　不正が認められた場合には、取引停止を含むいかなる処分を受けても異存がないこと。

四　研究員等から不正な行為の依頼その他不正支出につながるおそれがある事実を把握した場合には、機構に通報すること。

２　機構は、前項の誓約書の提出を求めるに当たっては、科研費等の不正使用の防止に関する必要な情報を提供するものとする。

３　研究員等は、第 1 項の誓約書を提出しない業者とは、取引の契約を行ってはならない。

（取引停止の対象となる不正業者）

第４条　取引停止の対象となる業者は、次のいずれかに該当する業者（以下「不正業者」という。）とする。

一　入札の妨害又は談合を行い、不利益を及ぼした業者。

二　見積書に故意に虚偽の事実を記載し、不利益を及ぼした業者。

三　契約に当たり、必要として求めた調査資料に、虚偽の事実を記載したと認められる業者。

四　科研費等を本来の用途以外に充当することを目的として、取引内容の偽装又は架空取引に加担し、又は協力した業者。

五　前各号に掲げるもののほか、不正支出に加担し、又は協力したと認められる業者。

（取引停止の措置）

第５条　研究員等は、不正支出の事実が認定された場合には、不正業者との間で契約が既に締結されている場合には当該契約を解除し、契約の締結に至っていない場合には当該契約を締結しないものとする。ただし、契約を解除し、又は契約を締結しないことによって、機構に不利益を生じさせると認められる場合であって、最高管理責任者の承認を得たときは、この限りでない。

２　最高管理責任者は、不正業者の行為の悪質性、不正支出への関与の度合い、不正支出の金額その他の情状に応じ、不正業者に対し、次に掲げる取引停止の措置を講じるものとする。

一　重大な不正の場合　12 か月以上 24 か月未満の間で最高管理責任者が定める期間の停止

二　前号又は次号以外の場合　6 か月以上 12 か月未満の間で最高管理責任者が定める期間の停止

三　軽度の不正の場合　6 か月未満で最高管理責任者が定める期間の停止

３　最高管理責任者は、取引停止の措置が採られた場合には、理事長及び協会の経理責任者に不正業者名、不正の事実の内容、取引停止期間について通知するとともに、機構内に周知するものとする。

（取引停止の特例）

第６条　研究員等は、前条の規定にかかわらず、取引停止の期間中の不正業者であっても、当該不正業者からでなければ物品の購入、役務の提供を受けることができない等の特別の事情があると認められる場合は、最高管理責任者の承認を得て、当該事案に限り取引の相手方とすることができるものとする。

２　最高管理責任者は、不正業者が、取引停止の期間中において第４条各号に該当した場合又は期間の終了後３年を経過するまでの間に同条各号に該当することとなった場合には、前条第２項各号に定める期間に加重した期間を設定するものとする。

３　最高管理責任者は、取引停止の期間中の不正業者が当該事案について責を負わないことが明らかとなった場合は、当該業者について取引停止を解除するものとする。

（警告等）

第７条　最高管理責任者は、取引停止を行わない場合において必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができるものとする。

（権限の委任）

第８条　最高管理責任者は、この要綱に定める最高管理責任者の権限（第５条第２項、第６条に規定するものを除く。）の一部を統括管理責任者に委任することができる。

（様式）

誓約書

一般財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会
理事長　大谷　泰夫　様

弊社（又は私）は、公的研究費に係る不正防止の必要性を十分に理解し、貴協会医療経済研究機構所属の研究者が獲得された公的研究費による物品等の購入依頼等に関し、以下の事項についてお約束いたします。

1　貴協会の諸規定を遵守し、不正行為に関与いたしません。
2　公的研究費に関する監査等に際して、取引帳簿の閲覧・提出等の要請があった場合は、可能な限りこれに協力いたします。
3　万一、弊社に不正が認められた際は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議はありません。
4　貴協会の職員、医療経済研究機構の研究員から不正な依頼その他不正につながるおそれがある事実を把握した場合には、貴協会医療経済研究機構にお知らせいたします。

年　　月　　日

住所

TEL

会社名

代表者又は
事業主名　　印

科学研究費補助金等を支出する物品契約等の取引停止等に関する取扱要領

第 3 条に基づき誓約書の提出を求める業者の基準

科研費等統括管理責任者

標記については、不正を誘発する高額な取引を対象とするものとする。

具体的には、物品の購入、役務の提供その他の取引に係る契約の金額が、500 万円を超える場合（理事長決裁事項）を基準として、当該取引の契約を締結する業者から提出を求めるものとする。